令和７年度

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税

特別徴収取扱いつづり

内　　容

市民税・県民税・森林環境税　特別徴収のしくみ・・　１

市民税・県民税・森林環境税について・・・・・・・・　２

特別徴収事務の取扱要領・・・・・・・・・・・・・・　３～４

退職所得に係る特別徴収について・・・・・・・・・・　５

異動届の記入方法・記載例・・・・・・・・・・・・・　６～８

マイナンバーを取り扱う際の注意点・・・・・・・・・　９

納入書の訂正方法について・・・・・・・・・・・・・　１０

添付書類

特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

特別徴収切替届出（依頼）書

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

指定通知書

大月市役所

税務課　　市民税担当

〒４０１－８６０１

山梨県大月市大月二丁目６番２０号

電話　０５５４（２３）８０１６

市区町村コード　192066

特別徴収義務者　様

山梨県大月市長　　小林　信保

令和７年度
給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、日頃より格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和７年度市民税・県民税・森林環境税について、貴社を特別徴収義務者として指定し、その取り扱いをお願いすることになりました。特別徴収税額通知書ならびに関係書類を送付いたしますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

■ 市民税･県民税･森林環境税　特別徴収のしくみ ■

１．特別徴収

特別徴収は、給与支払者が従業員に毎月支払う給与から、住民税（市民税・県民税・森林環境税）を天引きし、従業員に代わって納入する制度です。

２．特別徴収義務者

特別徴収義務者は、給与から所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者で、市区町村から住民税の特別徴収者に指定されます。

３．納税義務者

令和７年１月１日現在、大月市に住所を有する方のうち、前年中に給与の支払いを受け、かつ令和７年４月１日現在給与の支払いを受けている方、または、退職手当等の支払いを受ける方です。

４．非課税者

(1)　生活保護法による生活扶助を受けている方

(2)　障害者、未成年者(未婚の方)、寡婦(寡夫)で、前年の合計所得金額が１３５万円以下の方

５．均等割の非課税

前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

２８万円×(本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数) ＋１０万円＋１６万８千円

※ ただし、控除対象配偶者も扶養親族も有しない場合は３８万円

６．所得割の非課税

前年の合計所得金額が、次の計算式で求めた金額以下の方

３５万円×(本人＋控除対象配偶者＋扶養親族数) ＋１０万円＋３２万円

※ ただし、控除対象配偶者も扶養親族も有しない場合は４５万円

７．その他

６５歳以上の公的年金等の所得に係る住民税は、給与所得等に係る住民税の特別徴収とは別に、公的年金等から天引きされます。

■ 市民税・県民税・森林環境税について ■

1．市民税・県民税・森林環境税の算出順序

前年中の支払給与の総額 ⇓ 給与所得控除後の額 ＋ 給与・六十五歳未満の公的年金等以外の所得 ＝ 総所得金額等 － 所得控除額 ⇓ 課税所得金額 × 市・県民税所得割の税率 ⇓ 算出所得割額 － 税額控除（・調整控除 ・配当控除 ・住宅借入金等特別税額控除 ・配当割額又は株式譲渡所得割額の控除 ・寄附金税額控除） ⇓ 所得割額 ＋ 均等割額・森林環境税額 ＝ 年税額

2．市民税・県民税・森林環境税の税率

	所得割	均等割
市民税	6％	3,000 円
県民税	4％	1,500 円

森林環境税 ※
1,000 円

※ 森林環境税は国税で、一人年額 1,000 円を均等割と併せて徴収

3．所得控除

雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除があります。

※＿＿＿の控除は所得税の控除額と異なります。**（人的控除額は右図参照）**

人的控除額（円）

控除の種類	所得税	市・県民税
基礎控除	480,000	430,000
勤労学生控除	270,000	260,000
寡婦控除	270,000	260,000
ひとり親控除	350,000	300,000
配偶者（一般）	380,000	330,000
配偶者（老人）	480,000	380,000
その他（一般）	380,000	330,000
特定親族	630,000	450,000
老人（同居老親等）	580,000	450,000
老人（その他）	480,000	380,000
障害者控除（一般）	270,000	260,000
障害者控除（特別）	400,000	300,000
障害者控除（同居特別）	750,000	530,000

■ 特別徴収事務の取扱要領 ■

１．税額通知書の配付

特別徴収義務者には、「特別徴収税額の決定通知書」と併せて、納税義務者用の「特別徴収税額通知書」も送付しますので、人員等を確認し従業員に配付してください。

２．月割額の徴収

毎月支払う給与から従業員の住民税額（月額）を天引きし、原則として**翌月１０日**（ただし、１０日が休祭日のときはその翌日、土曜日のときは翌々日）までに、取扱金融機関で納入してください。

令和７年度の徴収及び納入は、６月から翌年５月までの１２ヶ月で行っていただきます。

（例）６月分の税額は、６月中に支払われる給与から天引きし、
７月１０日（６月分納入用を使用）までに納入する。

３．特別徴収税額の変更

給与から天引きする住民税額に変更が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、その後は、この変更通知書に記載されている住民税額を天引きしてください。

なお、同封されている「特別徴収税額通知書**（納税義務者用）**」は、従業員に配付してください。

４．取扱金融機関

(1)　大月市指定金融機関

山梨中央銀行 大月支店

(2)　大月市収納代理金融機関

山梨中央銀行
山梨信用金庫
都留信用組合
クレイン農業協同組合
山梨県民信用組合

(3)　大月市役所及び各出張所

(4)　ゆうちょ銀行及び各郵便局

※別紙の指定通知書を御使用願います。

５．納期の特例

給与の支払いを受ける者が常時１０人未満の事業所では、市長の承認を受けることによって、毎月徴収した特別徴収税額を年２回に分けて納入することができます。

６月分から１１月分　　⇒　　１２月１０日までに
１２月分から翌年５月分　⇒　翌年６月１０日までに

希望される特別徴収義務者は、税務課市民税担当まで御相談ください。

６．納入書の取扱いについて

(1)　納入書の送付

６月分から翌年５月分までの納入書には、納入すべき税額を納入金額(1)欄に印字して送付します。

(2)　納入書の記入方法

納入する金額が、納入書の納入金額(1)に印字してある金額と異なる場合は、納入金額(1)欄を横線で消し、納入金額(2)欄に記入してください。また、機械で読み取りますので、次のことに御注意ください。

① 筆記用具は黒色のボールペン等をお使いください。

② 金額の前に「￥」記号は記入しないでください。

③ 数字は、枠の中に大きく次の要領で記入願います。

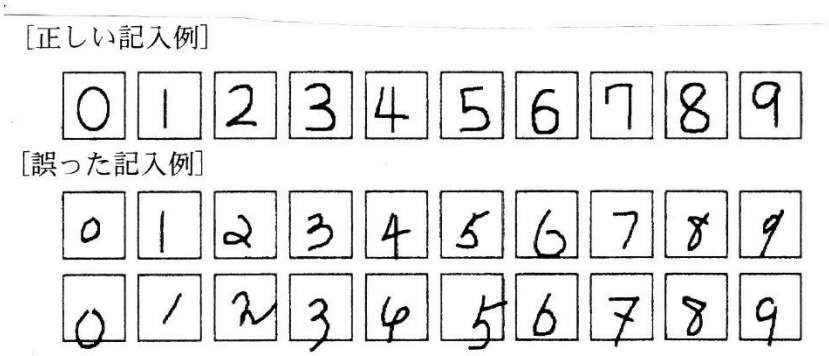

７．納税義務者の異動

従業員に退職・転勤・死亡等の異動が生じた場合は、**「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」**を作成し、異動があった月の**翌月１０日まで**に１部提出してください。

なお、**転勤等により引き続き特別徴収を希望する場合は、異動届出書は転勤先を経由して提出してください。**

(注)異動届出書の記入は、５ページ以降を参考にしてください。

８．未徴収税額の一括徴収

住民税を給与からの天引きで納めている従業員が退職等した場合は、給与から引けなくなった残りの税額(未徴収税額)は、通常納入書等で従業員が直接納めていただくことになりますが、次に該当する方は、その未徴収税額を５月３１日までに支払われる給与または退職手当等から一括して引いて納めていただく必要があります。

①6 月 1 日から 12 月 31 日までの間に退職等される方
（納税者から一括徴収の申出が必要です。）

②1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等される方
（納税者から一括徴収の申出の有無は問いません。）

で

未徴収税額を超える給与または退職手当等が 5 月 31 日までに支給される場合

異動届出書を異動のあった月の翌月の 10 日までに提出してください。
また、徴収した税額は翌月の 10 日までに他の特別徴収税額とあわせて納入してください。

なお、この制度は退職等される方の納税の便を図る趣旨から設けられたものであり、特に上記②につきましては、その徴収が義務づけられています。

■ 退職所得に係る特別徴収について ■

１．特別徴収・分離課税

従業員が退職し、退職金を支払う場合は、退職金の支払者が他の所得と分離して、その所得に応じた市民税・県民税を算出し、退職金からその税額を差し引き納入していただきます。

２．納期限と納入方法

原則として、徴収した月の翌月１０日(ただし、１０日が休祭日のときはその翌日、土曜日のときはその翌々日)までに、納入書の納入金額(2)欄にある「退職所得分」の欄に徴収額を記載し、取扱金融機関で納入してください。

納入時は、納入書等裏面の「納入申告書」に退職金の内訳等を記載していただくか、内訳等を記載した書類を大月市役所税務課に提出してください。

なお、退職金の支払者が個人事業主の場合は個人番号の記載が必要になるため、裏面の納入申告書は使用しないでください。

３．税額の計算

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収税額は、次の計算式で算出してください。

【 税額の計算式 】

（収入金額－退職所得控除）×１/２×税率１０％

（市民税６％　県民税４％）

※　勤続年数５年以下の法人役員等については、１/２を乗じる措置が廃止になります。

※　算出された税額で１００円未満の端数は切り捨てます。

４．退職所得控除額の計算(所得税の場合と同じです)

(1) 勤続年数が２０年以下の場合

４０万円×勤続年数(８０万円に満たないときは、８０万円)

(2) 勤続年数が２０年を超える場合

８００万円＋７０万円×(勤続年数－２０年)

※　勤続年数は、１年未満の端数を切り上げて計算します。

※　障害者となったことにより退職したと認められる場合は、控除額に１００万円が加えられます。

① 退職して普通徴収へ切り替える場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

大月市　長殿 令和××年○○月△△日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒012-3456 ○○県××市△△１丁目２番３号
		フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社　○×商事　代表印
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1（←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号	1234567
宛名番号	123456
担当連絡者先　所属	人事課人事労務係
担当連絡者先　氏名	特徴　花子
担当連絡者先　電話	000-000-0000　内線（　123　）

給与所得者																			
フリガナ	スズキ　イチロウ																		
氏名	鈴木　一郎																		
生年月日	昭和５０年　1　月　1　日																		
個人番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2							
受給者番号																			
1月1日現在の住所	○○県××市△△３２番地１																		
異動後の住所																			

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和× 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入） 1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 （事由・理由）	3（右から番号を記入） 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）

８月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分から普通徴収に変更する場合。
（ア）特別徴収税額（年税額）　１４０，０００円（６月から翌年５月分）
（イ）徴収済額　３５，６００円（６月から８月分）
（ウ）未徴収税額　１０４，４００円（９月から翌年５月分）
↑
普通徴収税額

１．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）：特別徴収義務者指定番号	
所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を［　］月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	［　］（右から番号を記入）1．必要　2．不要

２．一括徴収の場合

理由［　］（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日：　月　日
（上記（ウ）と同額）　円

左記の一括徴収した税額は、［　］月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

３．普通徴収の場合

理由［1］（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒401-8601　山梨県大月市大月二丁目６番２０号　大月市役所　税務課　市民税担当

② 退職して一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

大月市　長殿

令和××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地	〒012-3456 ○○県××市△△１丁目２番３号	特別徴収義務者指定番号	1234567
		宛名番号	123456
フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ	担当連絡者先 所属	人事課人事労務係
氏名又は名称	株式会社　○×商事　（代表）印	氏名	特徴　花子
個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	電話	000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所得者			（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
フリガナ	スズキ　イチロウ							
氏名	鈴木　一郎							
生年月日	昭和５０年　1　月　1　日							
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
受給者番号			140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和× 年 8 月 31 日	1（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由・理由	2（右から番号を記入）1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
1月1日現在の住所	○○県××市△△３２番地１							
異動後の住所								

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を［　］月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

．不要

８月末で退職した給与所得者の徴収方法を、９月分で一括して納入する場合。

（ア）特別徴収税額（年税額）　１４０，０００円（６月から翌年５月分）

（イ）徴収済額　３５，６００円（６月から８月分）

（ウ）未徴収税額　１０４，４００円（９月から翌年５月分）

↑

一括徴収税額（納入額と同額）

一括で徴収した税額を納入する月

※１月以降の退職の場合は、一括徴収となります。

２．一括徴収の場合

理由［1］（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
×　月　×　日	104,400 円

左記一括徴収した税額は、［9］月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

３．普通徴収の場合

理由［　］（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】　〒401-8601　山梨県大月市大月二丁目６番２０号　大月市役所　税務課　市民税担当

③ 転職等で、他の会社で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

大月市　長殿

令和××年○○月△△日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒012-3456 ○○県××市△△１丁目２番３号	特別徴収義務者指定番号：1234567
	フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ	宛名番号：123456
	氏名又は名称	株式会社　○×商事　代表印	担当者連絡先 所属：人事課人事労務係
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 ←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	氏名：特徴　花子
			電話：000-000-0000 内線（ 123 ）

給与所	フリガナ	スズキ　イチロウ					
	氏名	鈴木　一郎					
	生年月日	昭和５０年　1　月　1　日					
	個人番号						
	受給者番号						
		△△３２番１	140,000 円	6 月から 8 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	令和× 年 8 月 31 日	2（右から番号を記入）1．退職 2．転勤 3．休職・長欠 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他（事由・理由）

８月末で退職する給与所得者が、９月末から新しい会社で特別徴収する場合。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

未徴収 / 徴収方法：1（右から番号を記入）1．特別徴収継続　2．一括徴収　3．普通徴収（本人納付）

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載してください。

3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の町村長に送付してください。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

１．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	123456（新規）	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
	所在地	〒654-3210 ○○県××市△△９９９番地	担当者連絡先 所属	庶務課社員係
	フリガナ	バツマルフドウサン　カブシキガイシャ	氏名	特徴　進
	氏名又は名称	×○不動産　株式会社	電話	111-111-1111 内線（ 222 ）

新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

要否（必要のみ記載）：2（右から番号を記入）1．必要　2．不要

新しい会社で特別徴収を開始する月（９月）とその月割額を記載します。

２．一括徴収の場合

理由：□（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収した税額は、　月　日　円　（翌月10日納入期限分）で納入します。

３．普通徴収の場合

理由：□（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒401-8601　山梨県大月市大月二丁目６番２０号　大月市役所　税務課　市民税担当

■事業者がマイナンバーを取り扱う際の注意点■

1　個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつ、それを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第２０条及び第２１条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 12 条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2　特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

番号法第６条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

特別徴収納入書の訂正方法について

納入すべき金額に訂正が生じた場合には、『納入金額(1)』欄を横線で抹消し、『納入金額(2)』欄の

各内訳に訂正後の金額を記入してください。

記入例　訂正前納入金額：775,700円

↓

訂正後納入金額：705,000円（給与分）※枠内の該当する欄に記入

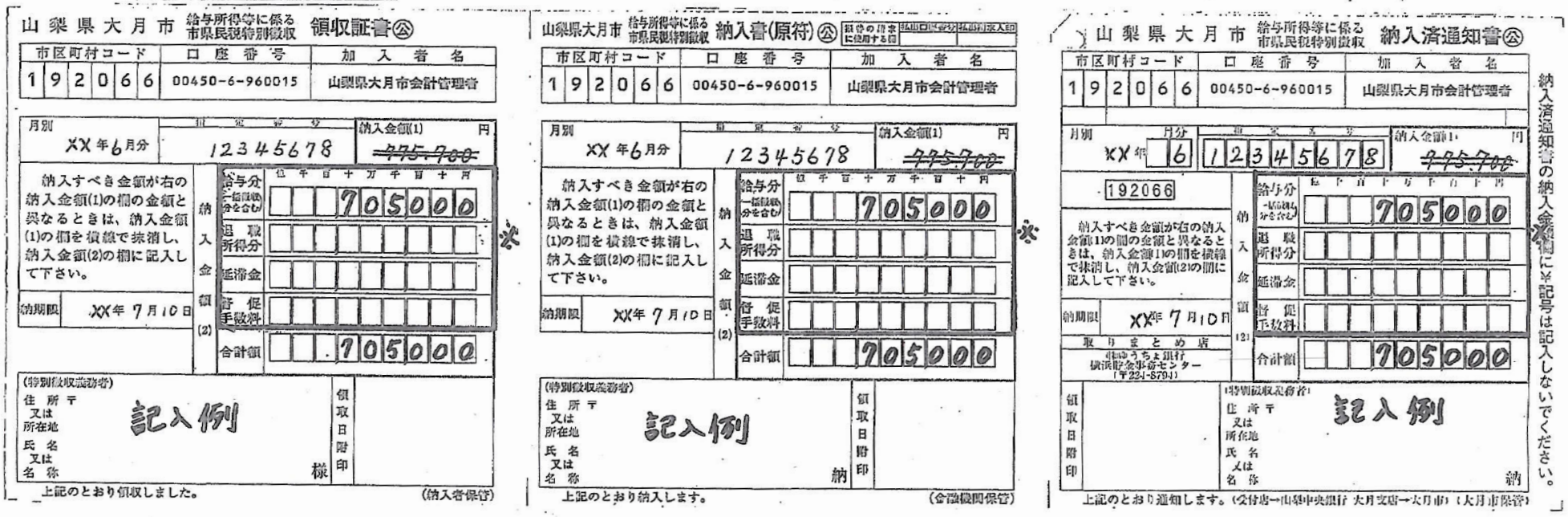

㊟ 数字は、枠内に大きく次の要領で記入してください。

[正しい記入例]

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1．現年度　2．新年度　3．両年度

御注意

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

令和　年　月　日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒
大月市　長殿		フリガナ	
		氏名又は名称	㊞
		個人番号又は法人番号	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者指定番号	
宛名番号	
担当者連絡先 所属	
担当者連絡先 氏名	
担当者連絡先 電話	内線（　　）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	フリガナ							
	氏名							
	生年月日	年　月　日						
	個人番号							
	受給者番号							
	1月1日現在の住所							
	異動後の住所		円	円	円	年 月 日	右から番号を記入 1．退職 2．転勤 3．休職・長期 4．死亡 5．支払少額・不定期 6．合併・解散 7．その他 事由・理由	右から番号を記入 1．特別徴収継続 2．一括徴収 3．普通徴収（本人納付）
				月から 月まで	月から 月まで			

1．特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）	特別徴収義務者指定番号	（新規）	法人番号	
	所在地	〒	担当者連絡先 所属	
	フリガナ		担当者連絡先 氏名	
	氏名又は名称		担当者連絡先 電話	内線（　　）

新しい勤務先へは、月割額＿＿＿＿＿＿円を
□月分（翌月10日納入期限分）から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	右から番号を記入 1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2．異動が令和　年１月１日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
月　日	円

左記の一括徴収した税額は、
□月分（翌月10日納入期限分）で
納入します。

3．普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）
1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2．令和　年５月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
3．死亡による退職であるため

※市町村記入欄

【提出先】　〒401-8601　山梨県大月市大月二丁目６番２０号　大月市役所　税務課　市民税担当

特別徴収切替届出（依頼）書

※市町村使用欄		

＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先）　大月市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　―	特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
		フリガナ			新規の場合、納入書（ 要 ・ 不要 ）	
		名称（氏名）		担当者連絡先	係	
		代表者の職氏名印	㊞		氏名	
		法人番号			電話	―　　―

給与所得者	フリガナ		旧姓	宛名番号	普通徴収切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 〕期 以降を切替希望 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
	氏名					
	生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日			特別徴収開始予定月	月分（　　月　　日納期分）から特別徴収を開始します。
	1月1日現在の住所	〒　　―			届出理由	1. 入社　2. その他（　　）
	現在の住所	〒　　―　※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			月割額の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月　　日 までに通知書が必要 ※ 通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

【 添付書類 】

1. 普通徴収の納付書 （二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）
   ※ すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【 注意事項 】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
   ※ 普通徴収の納期限は年4回のため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください（市町村ごとに通知の発送期日が異なるため）。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

【提出先】〒401―8601　山梨県大月市大月二丁目6番20号　大月市役所 税務課 市民税担当

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※市町村使用欄	

＿＿年＿＿月＿＿日 提出 （宛先）　大月市長	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地（住所）	〒　　— ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。	特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります
		名称（氏名）		担当者連絡先	係	
		代表者の職氏名印	㊞		氏名	
		法人番号			電話	—　　—

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年　　月　　日

事　項	変更前（旧）※ 変更項目のみ記入してください。	変更後（新）※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地（送付先）	〒　　—	〒　　—
フリガナ		
名称		
電話番号	—　　—　　（内線　　）	—　　—　　（内線　　）

変更理由□（該当番号に○）	
	1. 事務所等移転　2. 送付先変更　3. 社名（名称）変更　4. 法人成り　5. 個人事業化　6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】　8. 分割による変更【下欄を記入してください。】　9. その他（　　）

統合・合併・分割後の指定番号	
1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	指定番号　　※市町村ごとに異なります
3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	指定番号　　※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される事業所		
所在地	〒　　—	
フリガナ		
名称		
電話番号	—　　—　　（内線　　）	
法人番号		
特別徴収義務者指定番号		※市町村ごとに異なります

【 提出先 】〒401—8601　山梨県大月市大月二丁目6番20号　大月市役所　税務課　市民税担当

郵便官署の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、当市が指定した金融機関でなければなりませんので右の「指定通知書」に利用される郵便局名を記載のうえ、当初納入される際その郵便局に提出してください。

（キリトリセン）

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿郵 便 局 長 殿

大 月 市 長　　小林　信保

特別徴収税額納入機関の指定について

このことについて、地方税法第３２１条の５第４項の規定に基づいて、貴局を当市の市・県民税特別徴収税額の取扱局に指定したので通知します。

１．口　座　番　号　　００４５０－６－９６００１５

１．加入者氏名又は名称　　山梨県大月市会計管理者

１．取 り ま と め 店　　㈱ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター